

北塩原村新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月

目次

<はじめに>	1
<総論>	2
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	2
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
第3節 新型インフルエンザ等対策の時期区分	4
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	5
第5節 対策推進のための役割分担	7
第6節 村行動計画の実効性を確保するための取組等	9
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的な視点	10
第1節 村行動計画における対策項目	10
第2節 横断的な視点	12
<各論>	13
第1章 実施体制	13
第1節 準備期	13
第2節 初動期	14
第3節 対応期	14
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	22
第4章 ワクチン	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24

第5章 保健	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	26
第3節 対応期	26
第6章 物資	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28
第3節 対応期	28
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	29
第1節 準備期	29
第2節 初動期	30
第3節 対応期	30
用語集	32

＜はじめに＞

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国における都市化や人口密度の増加、未知のウイルスなどの宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症などの感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興・再興感染症は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興・再興感染症の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興・再興感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等¹以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を全面改定し、県においても、令和7年3月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を改定した。

これら国や県の改定を踏まえ、本村においても、北塩原村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「村行動計画」という。）を改定し、次なる感染症危機への備えを万全なものとしていく。

¹ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

<総論>

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第Ⅰ節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内から県内、さらには本村への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康、住民生活や地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本村の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

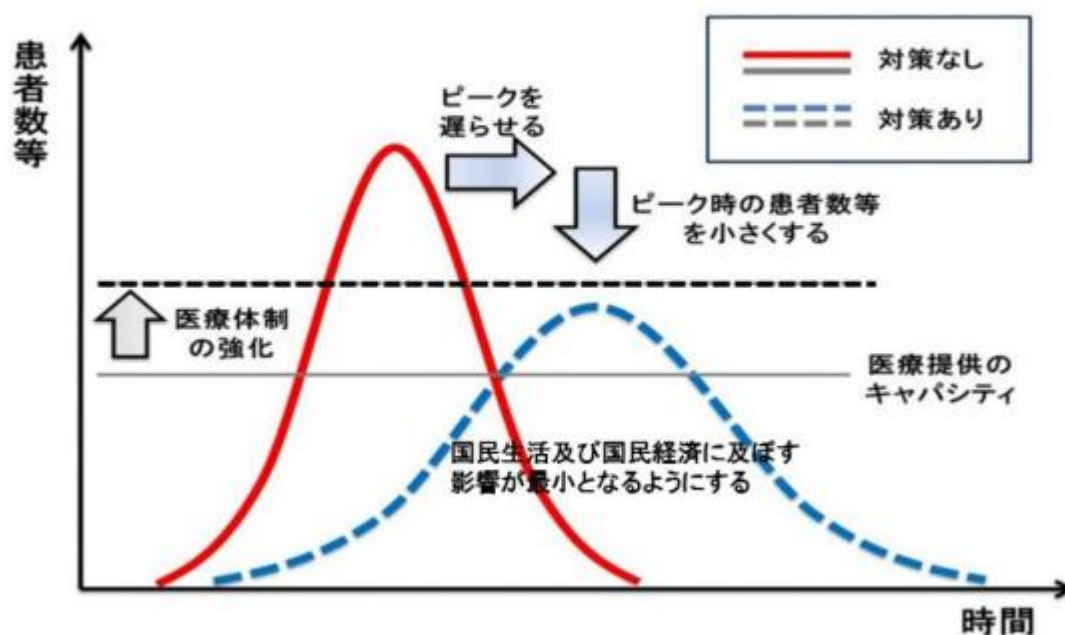
① 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造などのための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

② 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより住民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の概念図>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。村行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化や地域経済の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。

また、科学的知見及び国や県の対策を踏まえ、本村の地理的な条件、人口分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、各事業者における業務縮小などによる接触機会の抑制といった医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬などを含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

従業員のり患などにより、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや咳エチケット²、場面に応じたマスク着用などの季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興・再興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

² 咳やくしゃみの飛沫により他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。

第3節 新型インフルエンザ等対策の時期区分

「準備期」、「初動期」、「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

○ 新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・ 感染症対策物資などの備蓄、ワクチン接種体制の整備、住民に対する啓発や村による事業継続計画などの策定、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

○ 国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・ 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

○ 基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・ 対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 国内や県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見も踏まえ、病原性や感染性などが高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・ 患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬などによる治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国内や県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状を踏まえた国や国立健康危機管理研究機構（以下、「JIHS」という。）などによるリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間などを考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピークなど）を抑制するべく、感染拡大防止措置を講ずることを検討する。
- ・ 対策の検討に当たっては、病原性や感染性などの観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・ 感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置については、社会や医療提供体制などに与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などにより、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況などによっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチンなどにより免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性などが低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第 4 節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、国や県が実施する情報収集・共有や分析の基盤となる DX の推進を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内、市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーションの備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーションについて平時からの取組を進める。

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

カ 国や県との連携等のための DX の推進や人材育成等

国や県との円滑な連携を図るための DX の推進や人材育成などの取組を進める。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況なども含めた国や JIHS 等によるリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と住民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や JIHS 等によるリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置を講ずる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や地域経済などに与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化や地域経済の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置などの強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新

型インフルエンザ等に対応する医療従事者などの人員の士気の維持の観点からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、住民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４） 関係機関相互の連携協力の確保

国、県及び村は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、村は、県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（５） 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄を進める。また、避難所施設の確保を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有など、県との連携体制の整備に取り組む。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者などへの情報共有、避難の支援を速やかに行う。

（６） 記録の作成や保存

村は、村対策本部を設置した段階³で、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第５節 対策推進のための役割分担

（１） 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。

こうした取組を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬などの早期の開発や確保に向けた対策を推進する。新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２） 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後

³ 特措法第34条第1項の規定に基づかない、市町村の判断により任意に設置した場合も含む。

方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。

こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関等で構成される福島県感染症対策連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画等の見直しについて協議を行う。

(3) 市町村の役割

村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、村内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、村内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実や対処に関する全般的な方針など、基本的対処方針で示される内容に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

県行動計画では、医療機関の役割について、以下のとおり示している。村は、予防接種の実施に当たり、医療機関と緊密な連携を図る。

《県行動計画からの抜粋》

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練やN95 マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬などの衛生用品などの備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避けるなど）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品などの備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種などの実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 村行動計画の実効性を確保するための取組

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善に加え、国内外の新興・再興感染症の発生の状況やそれらへの対応状況、感染症予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。村は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、村行動計画の見直しを行う。

(2) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害などへの備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動などの取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目と横断的な視点

第1節 村行動計画における対策項目

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため具体的な対策を定めるものである。それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を村行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保

① 実施体制	
準備期	・ 行動計画の作成・変更 ・ 発生に備えた研修や訓練の実施 ・ 国、県、市町村等の連携の強化 ・ 業務継続計画（BCP）の作成・変更
初動期	・ 政府対策本部、県対策本部が設置された場合、村対策本部の設置検討 ・ 必要な人員体制の強化に向けた対応 ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保
対応期	・ 緊急事態宣言がなされた場合における村対策本部の設置
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	・ 感染症や感染対策などに関する分かりやすい情報提供・共有 ・ 偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供方法の整理に係る県への協力 ・ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
初動期	・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有に係る県への協力 ・ 一般相談窓口の設置などによる相談対応体制の整備 ・ 偏見、差別や偽・誤情報及び医療提供体制に関する周知
対応期	・ 医療提供体制及び受診方法の周知 ・ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知 ・ リスク評価に基づく情報提供・共有
③ まん延防止	
準備期	・ 基本的な感染対策の普及

	・有事の対応に関する理解促進
初動期	・業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備
対応期	・住民等への基本的な感染対策の勧奨及び徹底の要請 ・病原体の性状に応じた効果的な感染対策の徹底の要請
④ ワクチン	
準備期	・ワクチンの流通・分配に係る県との協議及び協力 ・特定接種（職員等）及び住民接種に向けた接種体制の構築 ・ワクチンに関する情報発信及び理解促進 ・接種記録の管理に向けた DX 活用の準備
初動期	・ワクチンの供給量、必要資材、接種方法等に係る情報収集・共有 ・予防接種開始に向けた相談窓口の周知 ・接種会場及び医療従事者等の確保による接種体制の構築
対応期	・特定接種及び住民接種の実施 ・予防接種に関する情報提供・共有及び健康被害救済制度の周知
⑤ 保健	
準備期	・生活支援及び健康観察の準備に係る県との連携・協力
初動期	・生活支援及び健康観察の準備に係る県との連携・協力
対応期	・発生状況に対する住民の理解増進に向けた県との情報共有 ・県が実施する健康観察及び生活支援への協力 ・自宅療養者等への生活支援及び医療提供体制に基づく県との協力
⑥ 物資	
準備期	・感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認
初動期	・感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認
対応期	・備蓄物資及び資材の供給に係る国、県、関係機関等との相互協力
⑦ 住民生活及び地域経済の安定の確保	
準備期	・生活支援などの実施に向けた体制・仕組みの整備 ・物資の備蓄、要配慮者支援及び火葬体制に係る準備
初動期	・事業継続に向けた周知協力 ・県の要請に応じ、遺体の火葬・安置に係る準備
対応期	・心身への影響に関する施策 ・住民生活の安定に向けた生活支援などの実施 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格安定及び供給確保 ・県の要請に応じ、埋葬・火葬に係る対応 ・事業者支援に係る対応 ・住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 （水道、下水道、廃棄物処理、道路の維持）

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の（１）から（３）の事項とする。

（１） 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視点で人材育成を継続し、国や JIHS が実施する研修プログラムを活用して地域での人材の確保を進めつつ、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修などを実施し、将来の感染症危機に備えた持続可能な体制を整えることが重要である。

（２） 国、県及び村の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、村が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。また、村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析、住民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、村及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、国と県・村が平時から意見交換を行い、対策の現場を担う県・村の意見を新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に適切に反映させるとともに、国と県・村が共同して訓練を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では県や市町村の境界を越えた人の移動や感染の広がりがあることから、市町村間の連携、都道府県との連携など、広域的な連携についても想定し、平時から連携体制やネットワークの構築に取り組むことが求められる。

（３） DX の推進

DX の推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発へのデータ利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。接種対象者の特定や接種記録の管理などのための予防接種事務のデジタル化及び全国ネットワークの構築に向けた標準化など、国による DX 推進の取組を踏まえ、新型インフルエンザ等対策におけるデジタル技術の活用を図るため、必要な環境整備を行うとともに、県や医療機関との連携により、事務に従事する者の行動の変容に繋がる意識改革や運用が開始された技術の普及・活用促進にも取り組んでいくことが重要である。

<各論>

第Ⅰ章 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、村全体、そして国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上を図るとともに、定期的な会議の開催などを通じて関係機関間の連携を強化する。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

準備期	・ 行動計画の作成・変更 ・ 発生に備えた研修や訓練の実施 ・ 国、県、市町村等の連携の強化 ・ 業務継続計画（BCP）の作成・変更
初動期	・ 政府対策本部、県対策本部が設置された場合、村対策本部の設置検討 ・ 必要な人員体制の強化に向けた対応 ・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保
対応期	・ 緊急事態宣言がなされた場合における村対策本部の設置

第Ⅰ節 準備期

Ⅰ－Ⅰ 行動計画等の作成や体制整備強化

- ① 村は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等対策に係る村行動計画を作成・変更する。

また、村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴。

- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員などの確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。村の業務継続計画（BCP）については、管内の保健所等や県の業務継続計画（BCP）との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③ 村は、政府行動計画、県行動計画及び本計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ④ 村は新型インフルエンザ等対策に携わる職員などの養成を行う。

Ⅰ－Ⅱ 国、県及び関係機関等の連携の強化

- ① 村は国、県、指定（地方）公共機関と、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施により、相互の連携を強化する。

⁴ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

- ② 村は、国、県及び指定（地方）公共機関とともに、国内・県内の業界団体や関連する学会などの関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 村は、第3節（対応期）3-1-1に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行⁵や応援⁶の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 世界保健機関（WHO）が急速にまん延する恐れのある新たな感染症の発生を公表する等、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことに伴い、国が政府対策本部を設置した場合や県対策本部を設置した場合において、村は、必要に応じて、村対策本部⁷を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 村は、必要に応じて、準備期における対策に基づき、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、機動的かつ効果的な対策を速やかに実施するため、国による財政支援⁸に関する情報を収集し、予算の確保に取り組むとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

村は、政府対策本部又は県対策本部が設置された場合、速やかに以下の実施体制がとれるよう、所要の準備を行う。

3-1-1 事務の代行の要請・応援への対応

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁰を要請する。
- ② 村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援¹¹を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹²し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

⁵ 特措法第26条の2第1項及び第2項

⁶ 特措法第26条の4

⁷ 特措法第34条第1項の規定に基づかない、市町村の判断により任意に設置されるもの。

⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁹ 特措法第70条の2第1項

¹⁰ 特措法第26条の2第1項

¹¹ 特措法第26条の3第2及び第26条の4

¹² 特措法第70条の2第1項

緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招く恐れが生じる事態であることを踏まえ、国が緊急事態宣言を行った場合には、村は直ちに村対策本部¹³を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う¹⁴。

3－3 村対策本部の廃止

村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされた場合は、遅滞なく村対策本部を廃止する¹⁵。

¹³ 特措法第 34 条第 1 項

¹⁴ 特措法第 36 条第 1 項

¹⁵ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

【村対策本部】

○村対策本部の構成

本部長	村長	新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。
副本部長	副村長 教育長	本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
本部員	区域内を管轄する消防庁又はその指名する消防吏員各課等の長	本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
その他必要な職員	村長が任命する村職員	

○村対策本部の事務分掌

保健福祉課	・対策本部の運営に関すること ・国、県、他市町村、関係機関、庁内部署等との情報共有及び連携に関すること ・住民、事業者等（事業所、保育所・高齢者施設・障がい者施設などの社会福祉施設など）への情報提供、広報、要請、支援等に関すること ・予防接種をはじめとする感染症拡大防止に関すること ・住民への相談窓口に関すること ・要配慮者の把握及び支援に関すること ・要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供など）に関すること ・住民の心身への影響に関する施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策など）に関すること ・医療提供体制の確保に係る周知及び連携に関すること ・感染症対策に必要な物資及び資材（マスク、消毒薬、個人防護具など）の備蓄及び確保に関すること ・感染症緊急対策全般に関すること
総務企画課	・新型インフルエンザ等対策に係る職員等の養成及び全庁的な人員体制の強化に関すること ・業務継続計画（BCP）の作成・変更に関すること ・対策に要する経費に係る予算の確保、国からの財政支援の活用及び地方債の発行などの財源確保に関すること ・臨時議会の開催準備に関すること
住民税務課	・火葬場の火葬能力の把握及び火葬・埋葬体制の整備並びに遺体の一時安置施設の確保に関すること ・廃棄物の処理に関すること
観光課	・観光関連事業者の経営状況及び地域経済への影響把握に関すること ・観光関連事業者への感染拡大防止対策に係る周知協力に関すること ・観光関連事業者への支援のための相談窓口の設置及び財政上の措置並びに周知に関すること
産業課	・事業者の経営及び地域経済への影響把握に関すること ・事業者への感染拡大防止対策に係る周知協力に関すること ・事業者支援のための相談窓口の設置及び財政上の措置に関すること

建設課	・水道の確保に関すること ・下水道施設の運営に関すること
教育委員会	・県と連携した児童・生徒及び保護者への感染症に関する情報提供・共有並びに偏見・差別防止のための人権教育及び啓発に関すること ・学校等における基本的な感染対策（換気、手洗い、マスク着用など）の普及及び感染拡大防止に関すること ・学校等の臨時休業などの要請への対応及び教育・学びの継続に関する支援に関すること
議会事務局	・村議会との連絡調整に関すること
出納室	・経費の出納及び会計管理に関すること

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、住民等の感染症に対する意識の把握に努め、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

準備期	・ 感染症や感染対策などに関する分かりやすい情報提供・共有 ・ 偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供方法の整理に係る県への協力 ・ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
初動期	・ 高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有に係る県への協力 ・ 一般相談窓口の設置などによる相談対応体制の整備 ・ 偏見、差別や偽・誤情報及び医療提供体制に関する周知
対応期	・ 医療提供体制及び受診方法の周知 ・ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の医療提供体制の周知 ・ リスク評価に基づく情報提供・共有

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

村は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避けるなど）、感染症の発生状況の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動やその対策について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。¹⁶

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等は県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、村は、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

¹⁶ 特措法第13条第1項

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

村は国、県及び関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなり得ることについて啓発する¹⁷。

また、村の保健衛生部局及び教育委員会等は県と連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組むとともに、保護者をはじめとする住民等に対しても、科学的根拠に基づいて感染症に正しく向き合うよう啓発に努める。

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及に伴い情報の発信・拡散が容易となっているとともに、一たび拡散された偽・誤情報への対処は困難である。村は、国、県及び関係機関と連携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、住民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

村は高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報に関し情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう、県に協力する。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 村は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等からの一般相談に応じるため、速やかに相談窓口を設置する。
- ② 村は、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮など、県が進める相談対応に必要な体制整備に協力する。

第2節 初動期

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 村は、国が準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえて提供する情報に基づき、関係団体等と情報提供・共有を行う。
- ② 村は、県が実施する高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報提供・共有について協力する。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請に基づき、一般相談窓口の設置や国が作成する Q&A などのホームページ掲載など、相談対応に必要な体制を整備するとともに、関係部局で情報を共有する。

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

村は、国、県及び関係機関と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得ることについて、その状況を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

¹⁷ 特措法第 13 条第 2 項

併せて、村は、国や県及び NPO 等が設置する偏見・差別に関する相談窓口の情報について住民等に周知するなど、国及び県と連携し、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

2-4 医療提供体制の確保に関する周知

村は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法について住民等に周知する。

第3節 対応期

3-1 基本的な対応方針

以下の項目については、初動期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・迅速かつ一体的な情報提供・共有（2-1）
- ・双方向のコミュニケーションの実施（2-2）
- ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応（2-3）

3-2 医療提供体制の確保に関する周知

村は、県と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧を含め医療機関への受診方法について住民等に周知する。

3-3 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性など）を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や住民等への協力要請の方法が異なり得ることから、村は、国及び県と連携し、当該対策を実施する理由について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有を通じ、当該対策について、理解・協力を得るよう努める。

村は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するなどの所要の措置を講ずるとともに、県と協力して、住民等への周知を行う。

3-4 リスク評価に基づく情報収集・分析結果の情報提供・共有

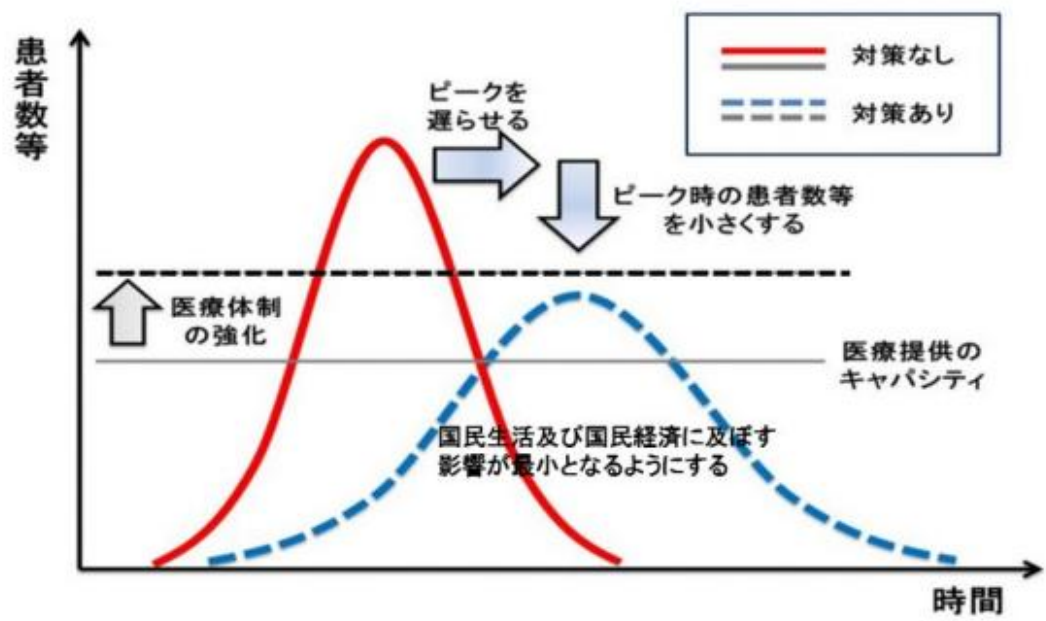
村は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に関する国の分析結果について、国や県と連携し、住民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小限にすることを目的とする。必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、村は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえた国や県、JIHS 等によるリスク評価に基づき対応することとし、特措法に基づきまん延防止等重点措置や緊急事態措置の適応がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

<対策の概念図>（再掲）



準備期	・ 基本的な感染対策の普及 ・ 有事の対応に関する理解促進
初動期	・ 業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備
対応期	・ 住民等への基本的な感染対策の勧奨及び徹底の要請 ・ 病原体の性状に応じた効果的な感染対策の徹底の要請

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

国、県、村及び学校等は換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。

また新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うことなどの有事の対応について、平時から理解促進を図る。

第２節 初動期

２－１ まん延防止対策の準備

村は、国及び県からの要請も踏まえ、村内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第３節 対応期

３－１ 患者や濃厚接触者以外の住民に対する基本的な感染対策に係る要請等

村は県と連携し、住民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を求める。

また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、住民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼びかけるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保など、接種体制を構築し、ワクチンの接種を行う。

準備期	・ワクチンの流通・分配に係る県との協議及び協力 ・特定接種(職員等)及び住民接種に向けた接種体制の構築 ・ワクチンに関する情報発信及び理解促進 ・接種記録の管理に向けた DX 活用の準備
初動期	・ワクチンの供給量、必要資材、接種方法などに係る情報収集・共有 ・予防接種開始に向けた相談窓口の周知 ・接種会場及び医療従事者等の確保による接種体制の構築
対応期	・特定接種及び住民接種の実施 ・予防接種に関する情報提供・共有及び健康被害救済制度の周知

第1節 準備期

1-1 ワクチンの供給体制

1-1-1 ワクチンの流通に係る体制整備

村はワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議する。

1-1-2 ワクチンの分配に係る体制整備

村は、国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、県が速やかに分配できる体制を構築するよう協力する。

1-2 基準に該当する事業者の登録等(特定接種¹⁸の場合)

村及び県は、特定接種の対象となる事業者に対する登録作業に係る周知など、国による事業者登録の取組に協力する。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

村は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材などを含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2 特定接種

村は新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員に対する特定接種の実施主体として、接種を円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

¹⁸ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

1-3-3 住民接種

村は国等の協力・支援を得ながら、村内に居住するものに対し、速やかにワクチンの接種ができるよう村内診療所、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約の接種の具体的な実施方法について検討し、平時から接種体制の構築を図るなど、必要な準備を進める。

また、村は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住する村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

1-4 情報提供・共有

村は医療機関や教育機関等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、国が提供する情報をもとに住民等に分かりやすい情報発信を行い、予防接種やワクチンへの理解促進を図る。

1-5 DXの推進

村はスマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化など、国が進めるDXを活用し、新型インフルエンザ等の発生により予防接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録の管理を行えるよう、必要な準備を進める。

第2節 初動期

2-1 接種体制

2-1-1 予防接種に係る情報収集、提供・共有

- ① 村は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、必要な予算措置について積極的な情報を収集し、情報共有を早期に行うよう努める。
- ② 村は、県と連携し、予防接種の開始に向け、相談窓口の周知に努める。

2-1-2 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保、接種体制の構築を行う。また、国が大規模接種会場や職域接種などの実施が必要と認める場合は、県と連携して必要な準備を行う。

第3節 対応期

3-1 接種体制

- ① 村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 村は、予防接種を推進するため必要があるときは県や医師会等と連携して、接種に携わる医療従事者を確保する。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

3-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

村は、国が特定接種を実施することを決定した場合に、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員等のうち、国が示す対象者に該当する者を対象として、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

３－１－２ 住民接種

３－１－２－１ 予防接種体制の構築

- ① 村は、国が決定した住民接種の接種順位に基づき、住民等が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、県と連携して、接種体制の準備を行う。
- ② 村は、原子力災害により住民票のある市町村の区域外に避難している者が接種を希望する場合に、円滑に予防接種を受けることができるよう、国、県及び避難元自治体と連携して対応する。

３－１－２－２ 接種開始及び接種体制の拡充

村は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設を検討するほか、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

３－１－２－３ 接種記録の管理

国、県及び村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

３－２ 情報提供・共有

村は、予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告、健康被害救済申請の方法など）に加え、予防接種の意義や制度の仕組みなど、予防接種やワクチンの理解を深めるために国が提供・共有する情報について、住民への周知・共有を行う。

３－３ 健康被害に対する速やかな救済

村は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者への救済制度について住民等への周知を行うとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。

村は、県の依頼に応じ、健康観察や生活支援に協力し、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

準備期	・生活支援及び健康観察の準備に係る県との連携・協力
初動期	・生活支援及び健康観察の準備に係る県との連携・協力
対応期	・発生状況に対する住民の理解増進に向けた県との情報共有 ・県が実施する健康観察及び生活支援への協力 ・自宅療養者等への生活支援及び医療提供体制に基づく県との協力

第1節 準備期

1-1 人材の確保

村は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保するための応援職員の派遣協力について、平時より県と協議を進める。

1-2 生活支援の準備

有事の際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性など）、流行状況、病床のひっ迫状況により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合において実施する陽性者への食事の提供等¹⁹について、村は県と連携し、感染症危機に備えた体制の整備を進める。

1-3 健康観察の準備

村は県が進める健康観察や生活支援の実施体制整備に協力する。

第2節 初動期

2-1 基本的な対応方針

以下の項目については、準備期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・人材の確保（1-1）
- ・生活支援の準備（1-2）
- ・健康観察の準備（1-3）

第3節 対応期

3-1 有事の体制における情報共有

村は新型インフルエンザ等の発生状況に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する²⁰。

3-2 健康観察及び生活支援

① 村は県が実施する健康観察や生活支援に協力する。

¹⁹ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

²⁰ 感染症法第16条第2項及び第3項

- ② 村は県や保健所設置市から当該患者やその濃厚接触者に関する情報の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

３－３ 感染状況に応じた取組

村は、自宅療養の実施にあたっては、３－２②に記載している食事の提供等のほか、準備期に県が整備した自宅療養者に対する医療提供体制に基づき、県と協力しながら実施する。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療や検査などの円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始め、保健所、消防機関等の関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策を講ずることが重要である。

村は平時より新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄をするとともに、定期的な備蓄状況を確認する。

準備期	・ 感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認
初動期	・ 感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認
対応期	・ 備蓄物資及び資材の供給に係る国、県、関係機関等との相互協力

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 村は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する²¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²²。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1 基本的な対応方針

以下の項目については、準備期に引き続き、適切に対応を行う。

- ・ 感染症対策物資等の備蓄（1-1）

第3節 対応期

3-1 備蓄物資等の供給に関する相互協力

村は、県との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し、相互協力するよう努める²³。

²¹ 特措法第10条

²² 特措法第11条

²³ 特措法第51条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、村は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、村は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

準備期	・生活支援などの実施に向けた体制・仕組みの整備 ・物資の備蓄、要配慮者支援及び火葬体制に係る準備
初動期	・事業継続に向けた周知協力 ・遺体の火葬・安置に係る準備
対応期	・心身への影響に関する施策 ・住民生活の安定に向けた生活支援などの実施 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格安定及び供給確保 ・県の要請に応じ、埋葬・火葬に係る対応 ・事業者支援に係る対応 ・住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 (水道、下水道、廃棄物処理、道路の維持)

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

国、県及び村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金などの給付・交付について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資及び資材の備蓄

① 村は、村行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資及び資材を備蓄する²⁴。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁵。

② 村は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品などの備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要

²⁴ 特措法第10条

²⁵ 特措法第11条

配慮者を把握するとともに要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食事の提供など）、搬送、死亡時の対応について、県と連携して検討しその具体的手続を決めておく。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の構築

村は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備について、県に協力する。

第2節 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

村は、県が新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに感染症が疑われる症状がみられる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議などの活用、テレワークや時差出勤の推進などの感染拡大防止に必要な対策の準備をするよう要請した場合には、周知に協力する。

2-2 遺体の火葬・安置

村は、国の要請に基づく、県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

国、県及び村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応など）を講ずる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供など）、搬送、死亡時の対応を行う。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁶やその他長期間の学校の臨時休業の要請などがなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 国、県及び村は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止などの要請・協力依頼を行う。
- ② 国、県及び村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

²⁶ 特措法第45条第2項

- ③ 国、県及び村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に定める対策の他、住民の生活及び地域経済の安定のために適切な措置を講ずる。
- ④ 国や県及び村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる²⁷。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 村は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 村は、国からの要請に基づく県の要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 村は新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認める場合で、当村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可などの埋葬及び火葬の手続きの特例を国が定めた²⁸場合には、当該特例に基づき対応する。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続にかかる事業所への要請等

村は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請することについて、県に協力する。

3-2-2 事業者に対する支援

村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置や相談窓口の設置やその他の必要な措置について、公平性にも留意し、効果的に講ずる²⁹とともに、関係者への周知を行う。

3-2-3 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① 水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる³⁰。
- ② 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、廃棄物の適正な処理及び下水道処理施設の安定的な維持管理を継続するため、関係事業者と連携し、必要な措置を講ずる。
- ③ 村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村道の維持管理（緊急車両の通行確保を含む。）を継続するため、必要な措置を講ずる。

²⁷ 特措法第59条

²⁸ 特措法第56条

²⁹ 特措法第63条の2第1項

³⁰ 特措法第52条第2項

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器など) や医療資材 (マスクや防護服など) の確保状況を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品 (医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (薬機法) 第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具 (着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順などを示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止などを要請することなどが含まれる。

用語	内容
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保などを迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供などを一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋などのように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95 マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の 5 物資の備蓄を推奨している。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道などの社会インフラや医療、金融、通信などに関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

用語	内容
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本県行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
世界保健機関（WHO）	World Health Organization の略。国際連合の専門機関の一つで、感染症対策を含む世界の公衆衛生に関する国際的な調整・指導を行う機関。新型インフルエンザ等の発生時には、国際的な感染症危機への対応において中心的な役割を担う。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状などがある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	デジタル技術を活用して、行政サービスや業務のあり方を変革すること。新型インフルエンザ等対策においては、予防接種事務のデジタル化・標準化、情報収集・共有のリアルタイム化、支援金等の給付手続のオンライン化など、迅速かつ正確な対応を可能とするために活用される。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

用語	内容
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更などを要請することなどが含まれる。
感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用を重視した概念。